

# 引用と著作権

## 第1節 自分のメッセージと引用

研究には自分のオリジナルのメッセージが欠かせません。それにいたる過去の知的蓄積を紹介するサーベイやまたは自分の主張の根拠となる他人の主張を利用することは必然的に研究活動について回ります。主従関係が明かになる記述、出典の明示及び原典に手を加えないことが重要です。

## 第2節 著作権を守る

引用は他の言葉や文章を自分の論文の中に引いて用いることです。あくまでも自分の文章が主であり、人の文章は従の立場です。もし他人の文章の方のウエートが高くなればそれは「引用」ではなくその著者の許諾が必要な「転載」という形になります。「電子政府の総合窓口 著作権法」から著作権法には次の規定があることが分かります。

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

我々の場合は研究ですので、研究の公正な慣行に合っていれば他の文章を引用することができます。ただし正しい引用ルールを守らなければなりません。それは以下にまとめることができます。

1. 最小限の引用
2. 引用した箇所を明らかにする
3. 原文のまま引用する

## 第3節 図表やキャラクターの引用

図表の引用について「情報処理学会」に以下の記述があります。卒業論文の場合は図表の形式があるのでそれに則ってデータがあれば自分で excel に入力してグラフを作ると良いでしょう。3点以上の図表の引用では主従関係が曖昧になるので止めましょう。どうしても必要な場合には著作権者の承諾を得ましょう。

引用の範囲であれば著作権者に許諾を得ることなく、図の脚注に出典元を明記するだけで利用できます。具体的には図を 1、2 点程度であれば、一般に引用の範囲と見なされるようです。引用の範囲を超える場合は、その図の著作権者の許諾を著者自身で得てください

また下記のようなディズニーのような利用について厳しい組織もあります。

本ウェブサイト上のコンテンツ（文章、図表、画像、写真およびソフトウェア）は、当社およびディズニーの許可なく、いかなる形でもダウンロード、複製、再出版、アップロード、掲示、伝送、配布することはできません。ただし、非営利的かつ個人的な用途で、著作権、特許権、商標権その他の知的所有権表示を保持したまま、1台のコンピュータに1コピーのみダウンロードすることができます。

各 web サイトの利用規約をよく読んで著作権法の範囲内で利用しましょう。1カ所から図版を大量に用いる時には無断転載になる恐れがあります。引用の範囲内かどうかは各分野にもよりますが、第1点目の最小限の引用に気をつけましょう。特に心配な場合は著作権者に許可を求めましょう。分野により引用の意味づけが微妙に異なることがあります。疑問に思ったら指導教員から自分の書いている分野の標準的な引用方法を学んでください。

## 参考文献

一般社団法人 情報処理学会 著作権に関するよくある質問

<http://www.ipsj.or.jp/faq/chosakuken-faq.html> (2013年7月3日アクセス)

東京ディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイト

法的規制と利用条件 <http://www.tokyodisneyresort.co.jp/tdr/legal.html> (2013年7月3日アクセス)

著作権法ガイド(無料引用のルール)

<http://homepage1.nifty.com/samito/copyright2.htm> (2011年11月25日アクセス)

電子政府の総合窓口 著作権法 (昭和四十五年五月六日法律第四十八号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html> (2011年11月25日アクセス)